

株 主 各 位

東京都世田谷区経堂一丁目 8 番17号
株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ
代表取締役社長 前 田 浩

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2021年10月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都世田谷区経堂一丁目11番6号
株式会社ニッソウ 当社1階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第33期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 取締役7名選任の件

第 2 号議案 監査役2名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○【計算書類】の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://reform-nisso.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、会計監査人及び監査役の監査対象に含まれております。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

日 時

2021年10月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年10月27日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、
議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年10月27日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 X.Y 倍

〇〇〇〇 欄中

XXXXXXXX 年 XX 月 XX 日

インターネット利用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号及び第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

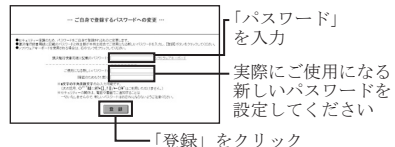
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

(提供書面)

事業報告

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の急激な落ち込みから徐々に持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大を背景に企業収益や雇用情勢、個人消費等の一部に弱さがみられ、先行き不透明な状況が続いております。

また、景気の先行きにつきましては、各種経済施策の効果やワクチン接種が進むことが見込まれることなどから持ち直しが期待されるものの、足元の感染再拡大により経済への悪影響が懸念されるなど、依然として不透明な状況で推移することが見込まれます。

当社の属するリフォーム業界におきましては、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用環境の悪化などにより、住宅リフォーム投資の慎重な姿勢の高まりや営業活動等の接触機会の減少といったマイナス要因があった一方、テレワーク等の新しい生活様式や働き方の多様化に対応するための新生活スタイルにより、従来とは異なった新たなリフォーム需要が高まりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の抑制から、受注競争の激化に加え、労務費の高騰及び建設資材の価格上昇等により、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと当社は、コロナ禍においても円滑な事業活動を維持すべく、テレワークや時差出勤、Web会議システムの活用などの対策を講じながら、顧客のニーズに対応してまいりました。また、顧客に対する対応力向上のため、外注先である各工事分野の専門施工協力会社からなる、施工ネットワークの確保及び取扱業種の拡充に取り組む一方、積極的な営業活動、広告活動を継続的に行った結果、当事業年度の通期における工事の受注件数は前事業年度の10,959件から12,115件（前事業年度比10.5%増）となりました。

また、首都圏の営業活動を強化するため2020年10月には千葉県船橋市に

千葉営業所を、2021年4月には埼玉県朝霞市に朝霞営業所を開設し、対応エリアの拡大を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の完成工事高は2,880,944千円（前事業年度比5.5%増）、営業利益は158,011千円（同19.8%減）、経常利益は158,111千円（同15.4%減）、当期純利益は102,154千円（同18.1%減）となりました。

なお、当社はリフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は54,001千円で、その主なものは土地建物取得に伴う46,561千円及び車両購入に伴う3,534千円、器具備品購入に伴う3,906千円であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 30 期 (2018年 7 月期)	第 31 期 (2019年 7 月期)	第 32 期 (2020年 7 月期)	第 33 期 (当事業年度) (2021年 7 月期)
完 成 工 事 高(千円)	1,822,228	2,214,539	2,729,495	2,880,944
経 常 利 益(千円)	96,519	161,005	186,788	158,111
当 期 純 利 益(千円)	67,863	112,911	124,776	102,154
1株当たり当期純利益 (円)	169.65	141.14	148.25	110.29
総 資 産(千円)	595,992	748,489	1,133,552	1,255,153
純 資 産(千円)	436,933	549,845	881,621	1,009,281
1株当たり純資産額 (円)	1,092.33	687.30	958.28	1,086.80

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2017年11月20日開催の取締役会決議により、2017年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第30期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。また、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①サービス向上について

当社はリフォーム事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しております。また、顧客である中小規模の不動産会社に満足いただけるよう施工品質管理を行っております。顧客に当社のサービスに満足いただけるよう、勉強会の機会を増やすとともに、今まで以上の施工品質向上に努めてまいります。

②人材の確保と育成について

当社では人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えており、今後の事業拡大に合わせて、高いスキルと専門知識を持った優秀な人材を増やすことが事業基盤強化につながると認識しております。さらに当社の未来を担う次世代経営者層の育成が重要な課題と認識しております。当社におきましては、中長期的な社員数増強に向けた採用活動の強化を行うとともに、優秀な人材を増やすため、勉強会、知識の共有などを通じて社員のスキルアップを図ってまいります。また、社員の能力に合わせたキャリアアップを推進し、若手のリーダーや管理職登用を積極的に行います。社員が働きやすい職場環境を実現するため職場内のコミュニケーションを活性化させるための活動も行っております。多様な人材を積極的に登用することで社員の能力発現を支援するとともにダイバーシティを活かした経営により企業価値の向上を図ってまいります。

③内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化について

当社では、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの体制整備と強化が重要な課題であると認識しております。当社は、定期的な内部監査の実施及び監査役と内部監査担当者の連携等、今後の企業規模の拡大に備え、体制の充実と機能向上に取り組んでまいります。

④施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充について

当社の事業拡大には外注先である各工事分野の専門施工協力会社からなる、施工ネットワークの確保・拡充が不可欠であると認識しております。今後、当社の理念共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意し、施工ネットワークの拡充を図ってまいります。

⑤事業エリア拡大について

当社はリフォーム事業を、東京都を中心に展開しており、完成工事高は東京都近郊に大半が集中しており地域依存リスクが高く、今後の収益拡大が限定的になる可能性があると認識しております。このような課題に対処するため、現在、神奈川県高座郡及び埼玉県さいたま市に営業所を設置しておりますが、当事業年度には新たに、千葉県船橋市に千葉営業所を、埼玉県朝霞市に朝霞営業所を開設し、首都圏を中心に営業活動を強化しております。今後、更なる事業エリアの拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年 7 月31日現在)

事業区分	事業内容
リフォーム事業	原状回復工事、ハウスクリーニング、入居中メンテナンス工事、リノベーション工事

(6) 主要な事業所 (2021年 7 月31日現在)

本社	東京都世田谷区
神奈川営業所	神奈川県高座郡寒川町
埼玉営業所	埼玉県さいたま市西区
千葉営業所	千葉県船橋市
朝霞営業所	埼玉県朝霞市

(7) 使用人の状況 (2021年 7 月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名（一名）	7名増（1名減）	40.3歳	4.9年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年 7 月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,200,000株

(注) 2020年10月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行い、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を1,600,000株から3,200,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 929,000株（自己株式328株を含む）

(注) 1. 2020年10月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は460,000株増加しております。

2. 2020年11月20日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより、発行済株式の総数は9,000株増加しております。

(3) 株主数 314名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
前田 浩	691,600株	74.47%
前田 供子	78,000株	8.40%
光通信株式会社	22,800株	2.46%
重村 尚史	15,000株	1.62%
山下 勇治	6,200株	0.67%
藤本 誠二	6,000株	0.65%
岩月 広樹	4,600株	0.50%
松本 大樹	4,000株	0.43%
花井 栄治	3,600株	0.39%
杉浦 美智	3,300株	0.36%

(注) 持株比率は自己株式（328株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	3,100株	5名
社 外 取 締 役	0株	0名
監 査 役	0株	0名

（注）上記は、当社が当社役員に対して譲渡制限付株式報酬として普通株式を交付したものです。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 田 浩	
取締役副社長	高 松 重 之	
常務取締役	木 村 孝 史	営業本部長
取 締 役	森 屋 吾 郎	営業本部副本部長兼第二営業部長
取 締 役	湯 浅 一 彦	営業本部副本部長兼第一営業部長
取 締 役	北 村 知 之	管理部長
取 締 役	熊 谷 征 大	熊谷征大公認会計士事務所代表 Gemstone税理士法人パートナー
常勤監査役	清 水 章 男	西川不動産株式会社非常勤取締役
監 査 役	佐 分 厚 夫	佐分会計事務所代表
監 査 役	木 村 康 之	経堂綜合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役熊谷征大氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役清水章男氏及び監査役佐分厚夫氏及び監査役木村康之氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役清水章男氏は、経理業務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役佐分厚夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は熊谷征大氏、佐分厚夫氏、木村康之氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）、及び監査役と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役を除く）、及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名、及び社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定するものとする。

ロ)非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式報酬とする。また、株式の割当の時期及びその金額は取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）になります。また、2020年10月27日開催の第32回定時株主総会において、取締役に対する年額20,000千円以内（うち社外取締役2,000千円以内）の譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）になります。

監査役の報酬限度額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名になります。また、2020年10月27日開催の第32回定時株主総会において、監査役に対する年額10,000千円以内の譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名になります。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	56,367千円 (1,530)	49,764千円 (1,530)	—	6,603千円 (—)	7名 (1)
監査役 （うち社外監査役）	3,510千円 (3,510)	3,510千円 (3,510)	—	—	3 (3)
合計 （うち社外役員）	59,877千円 (5,040)	53,274千円 (5,040)	—	6,603千円 (—)	10 (4)

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 譲渡制限付株式報酬の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役熊谷征大氏は、熊谷征大公認会計士事務所の代表及びGemstone税理士法人のパートナーであります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役清水章男氏は、西川不動産株式会社の非常勤取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません
- ・監査役佐分厚夫氏は、佐分会計事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役木村康之氏は、経堂綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
社外取締役 熊 谷 征 大	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、議案等について様々な提言を行っております。特に公認会計士としての知見による経営監督を行うことについて期待されていたところ、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では、当社の議案審議等に必要な発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 清 水 章 男	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主にコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から妥当性・公正性について適宜発言を行っております。
社外監査役 佐 分 厚 夫	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

	出席状況及び発言状況等
社外監査役 木村 康之	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の全取締役、全使用人が法令や会社諸規定を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底する。

内部監査人は定期的な内部監査により、法定及び定款並びに社内諸規定の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役社長に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理することとする。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス推進委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及び責任並びに執行手続の詳細について定める。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意のもとに、取締役との意見交換を行い慎重に検討する。

- ⑥前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助すべき選任の使用人及びその変更については、常勤監査役の同意を要するものとする。また当該使用人は当社の就業規則等に従うが、当該使用人の指揮命令権は監査役会に属するものとし、人事考課等に際しては常勤監査役に意見を求めるものとする。

- ⑦監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務執行に関する帳簿及び書類等の提出や状況説明をする。

- ⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は前号の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役による職務に執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査役の職務に執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査役及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。監査役による監査役監査計画や内部監査室による内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

②コンプライアンス体制

当社は法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行っております。

一方で、当社では全社のコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置しており、四半期毎にリスク・コンプライアンス推進委員会を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図っております。

③取締役会の主な運用状況

取締役会の規定に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催することとしており、当事業年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当該事業年度においては1回開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④監査役の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

貸 借 対 照 表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,147,611	流 動 負 債	244,776
現金及び預金	755,892	工事未払金	141,083
完成工事未収入金	366,540	リース債務	1,267
未成工事支出金	10,174	未払金	15,900
材料貯蔵品	2,248	未払費用	19,117
前払費用	12,618	未払法人税等	36,645
その他	2,409	未払消費税等	15,521
貸倒引当金	△2,272	未成工事受入金	3,165
固 定 資 産	107,542	預り金	6,916
有 形 固 定 資 産	73,219	賞与引当金	5,100
建物（純額）	13,698	その他	58
車両運搬具（純額）	5,543	固 定 負 債	1,095
工具、器具及び備品(純額)	1,748	リース債務	106
土地	52,228	長期未払金	44
無 形 固 定 資 産	14,047	資産除去債務	945
ソフトウェア	6,812	負 債 合 計	245,872
ソフトウェア仮勘定	6,798	(純 資 産 の 部)	
その他	436	株 主 資 本	1,009,281
投資その他の資産	20,275	資 本 金	216,280
破産更生債権等	127	資 本 剰 余 金	116,280
繰延税金資産	8,354	資本準備金	116,280
差入保証金	3,420	利 益 剰 余 金	676,776
その他	8,500	利益準備金	1,000
貸倒引当金	△127	その他利益剰余金	675,776
資 産 合 計	1,255,153	繰越利益剰余金	675,776
		自 己 株 式	△55
		純 資 産 合 計	1,009,281
		負 債 純 資 産 合 計	1,255,153

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		2,880,944
完 成 工 事 原 価		2,054,601
完 成 工 事 総 利 益		826,343
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		668,331
営 業 利 益		158,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
そ の 他	117	125
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	25
経 常 利 益		158,111
税 引 前 当 期 純 利 益		158,111
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	59,569	
法 人 税 等 調 整 額	△3,612	55,956
当 期 純 利 益		102,154

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から)
(2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	203,500	103,500	103,500	1,000	573,621	574,621
当 期 変 動 額						
譲渡制限付株式報酬	12,780	12,780	12,780			
当 期 純 利 益					102,154	102,154
自己株式の取得						
当 期 変 動 額 合 計	12,780	12,780	12,780	—	102,154	102,154
当 期 末 残 高	216,280	116,280	116,280	1,000	675,776	676,776

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高		881,621	881,621
当 期 変 動 額			
譲渡制限付株式報酬		25,560	25,560
当 期 純 利 益		102,154	102,154
自己株式の取得	△55	△55	△55
当 期 変 動 額 合 計	△55	127,659	127,659
当 期 末 残 高	△55	1,009,281	1,009,281

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月21日

株式会社ニッソウ
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柿原佳孝
指定社員 業務執行社員	公認会計士	近田直裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッソウの2020年8月1日から2021年7月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月24日

株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ 監 査 役 会
常勤社外監査役 清 水 章 男 ㊞
社 外 監 査 役 佐 分 厚 夫 ㊞
社 外 監 査 役 木 村 康 之 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	まえ だ ひろし 前 田 浩 (1961年12月12日生) 再 任	1980年2月 カナエプロダクション株式会社所属 1987年1月 クリエイティブリフォームオフィス マエダ創業 1988年9月 当社設立、代表取締役社長就任（現任）	691,600株
	【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長である前田浩氏は、1988年に当社を設立し、当社を2018年に東京証券取引所TOKYO PRO Market上場、2020年に名古屋証券取引所セントレックス上場させるなど当社の現在の成長・発展を牽引してきました。 当社を今まで導いた豊富な業務経験と経営全般についての見識を生かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	たか まつ しげ ゆき 高 松 重 之 (1954年11月18日生) 再 任	1978年4月 岡三証券株式会社（現株式会社岡三証券グループ）入社 1992年8月 岡三国際（亞洲）有限公司取締役社長 2004年4月 岡三証券株式会社取締役 2007年6月 岡三証券株式会社常務取締役 2011年4月 岡三証券株式会社専務取締役 2018年6月 岡三証券株式会社代表取締役兼専務執行役員 2020年8月 当社入社 2020年10月 当社取締役副社長（現任）	200株
	【取締役候補者とした理由】 高松重之氏は、経営者としての豊富な経験並びにグローバル事業に関する専門的かつ広範な知識を有しております。2020年10月に当社取締役副社長に就任し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの経営全般についての経験や幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	きむら たかし 木 村 孝 史 (1966年11月14日生) 再 任	1987年10月 株式会社国本入社 1996年 2 月 プロスプランニング有限会社入社 2004年10月 当社入社 2017年 7 月 当社取締役営業本部長 2019年10月 当社常務取締役営業本部長（現任）	1,000株
【取締役候補者とした理由】 木村孝史氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2017年7月に当社取締役営業本部長に就任しており、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本部全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	もり や ご ろう 森 屋 吾 郎 (1981年12月31日生) 再 任	2004年 4 月 株式会社メノガイア入社 2010年 5 月 株式会社アートハウジング入社 2015年 2 月 当社入社 2017年 7 月 当社取締役建設部長 2019年 9 月 当社取締役営業本部副本部長兼建設部長 2020年 8 月 当社取締役営業本部副本部長兼第二営業部長（現任）	700株
【取締役候補者とした理由】 森屋吾郎氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2019年9月に当社取締役営業本部副本部長に就任しており、当該部門に対しリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本部全般における経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	湯 浅 一 彦 あさ かず ひこ ゆ あさ かず ひこ (1985年 4 月 7 日生) 再 任	2006年 4 月 株式会社アールインテリア入社 2010年 8 月 株式会社夢真ホールディングス入社 2011年10月 当社入社 2017年 7 月 当社取締役リフォーム部長 2019年 9 月 当社取締役営業本部副本部長 2020年 8 月 当社取締役営業本部副本部長兼第一 営業部長 (現任)	600株
【取締役候補者とした理由】 湯浅一彦氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2019年9月に当社取締役営業本部副本部長に就任しており、当該部門に対しリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本部全般における経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
6	北 村 知 之 きた むら とも ゆき きた むら とも ゆき (1974年 6 月 17日生) 再 任	1999年10月 合資会社ディスクロージャー入社 2003年 4 月 株式会社東海入社 2012年12月 当社入社 2018年 2 月 当社管理部次長 2020年 5 月 当社管理部長 2020年10月 当社取締役管理部長 (現任)	600株
【取締役候補者とした理由】 北村知之氏は、当社に入社以来、財務、経理、経営企画等の管理部門に従事し、2020年5月に管理部長に就任し、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの管理部全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	くま がい まき ひろ 熊 谷 征 大 (1986年 1 月 1 日生) 再 任 【社外取締役在任期間】 2 年10か月	2008年10月 東京消防庁入庁 2012年 2 月 みなとアドバイザーズ株式会社入社 2015年 7 月 公認会計士登録 2018年 1 月 協和監査法人入所 2018年12月 当社取締役（現任） 2019年 7 月 熊谷征大公認会計士事務所開設（現任） 2019年11月 Gemstone税理士法人入所 2020年11月 Gemstone税理士法人パートナー（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 熊谷征大氏は、公認会計士として、財務、経理、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。 これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。 また同氏が選任された場合は、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することが出来るものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者前田浩氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
3. 熊谷征大氏は社外取締役候補者であります。
4. 熊谷征大氏については、株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は熊谷征大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- 当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。
- また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役佐分厚夫氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。今般、監査体制の強化を図るため増員し、つきましては監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	こ ばやし さと こ 小 林 仁 子 (1980年6月3日生) 新 任	2005年6月 水垣公認会計士事務所入所 2007年1月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 2010年7月 公認会計士登録 2011年7月 小林孝雄税理士事務所入所（現任） 2011年7月 小林仁子公認会計士事務所開設（現任） 2011年9月 税理士登録	0株
【社外監査役候補者とした理由】 小林仁子氏は、公認会計士として培われた高度な専門的知識・経験を有しております。 これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することが出来るものと判断しております			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2	いち かわ けい すけ 市 川 圭 介 (1981年10月12日生) 新 任	2006年12月 あらた監査法人（現PwCあらた有 限責任監査法人）入所 2011年 9 月 公認会計士登録 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会 社入社 2014年 7 月 市川圭介公認会計士事務所開設（現 任） 2015年 3 月 WILLER ALLIANCE 株 式 会 社 （ 現 WILLER株式会社）執行役員 2015年 4 月 株式会社Smarprise監査役 2016年 4 月 株式会社インターメディカル代表取 締役（現任） 2018年 6 月 株式会社Smarprise取締役	0株
【社外監査役候補者とした理由】 市川圭介氏は経営者としての豊富な経験を有しており、また、公認会計士とし ての専門的かつ広範な知識も有しております。 これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能が さらに強化できると判断したため、社外監査役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 小林仁子氏及び市川圭介氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林仁子氏及び市川圭介氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小林仁子氏及び市川圭介氏を株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として
同取引所に届け出る予定であります。
4. 小林仁子氏及び市川圭介氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427
条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める責任限度額を限度として
同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社
との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合におい
て、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険
契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合
は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- 当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に
在任していたものを含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。
また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であ
ります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都世田谷区経堂一丁目11番6号
株式会社ニッソウ 当社1階会議室
TEL 03-3439-1671

昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。



交通 経堂駅（小田急線）

南口より

徒歩3分